

土地規制法を

この地域の課題として考える

八木巖

昨年6月16日、「重要施設等周辺住民監視規制法（土地規制法）」が成立しました。不戦へのネットワークでは5月11日に当会の代表でもある飯島滋明さん（名古屋学院大学 平和学・憲法学）の講演会「危ない！重要土地調査および規制法案」をおこないました。



(<https://www.youtube.com/watch?v=TjmRQ86lp3Q> Youtube 動画)。

講演ではこの法案が市民監視法案であることが示されました。法案の内容については①基本方針の策定、②注視区域、特別注視区域の指定、③注視区域内にある土地等の利用状況の調査、④当該土地等の利用の規制、⑤特別注視区域内にある土地等に係る契約の届け出、とまとめられました。そして条文にそって細かく危険性を指摘されました。幸福追求権、プライバシーの権利、思想および良心の自由の侵害につながるとされました。

また土地規制法アクション事務局の谷山博史さんによる学習会を行い、改めてこの法律の危険性と沖縄における土地規制法廃止運動について伺いました。11月29日。



(https://studio.youtube.com/video/J9C5wUnz_-l/edit Youtube 動画)

土地規制法では内閣総理大臣が情報収集について関係行政機関の長や関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、対象者の情報を提供できるよう求めることができる、とされています。内閣官房は現場に手足をもっているわけではないので、自衛隊・情報保全隊などが情報収集にあたると思われます。小牧基地、守山駐屯地、豊川駐屯地には情報保全隊

が配置されています。そして地方自治体に「氏名、住所、その他政令で定めるもの」の情報提供や「資料の提供」を求めることができる、とされています。個人情報提供を地方自治体に求めているのです。こんなことが常態化すれば、「役所」は信用されなくなります。住民・市民は萎縮します。「騒音がひどい」「もっと安全に気をつけて」とか、「市街地行進を止めてほしい」などの相談をこの役所にすることができるでしょうか？ 沖縄県の名護市議会や北谷町議会、中城村議会は法律の廃止を求める意見書を可決し、北海道旭川市議会は「さらなる検討をもとめる」意見書を提出。沖縄県、福岡県内などで陳情、請願あるいは要望書が提出されています。地方での運動が重要です。沖縄だけの問題ではありません。この法律は内閣総理大臣→地方自治体→住民という一方的な力関係をつくりだすようにできています。その意味でも自治体への働きかけが特に大切だと思われます。不戦へのネットワークは11月29日に県議会あてに、『重要施設周辺及び国境離島などにおける土地等の利用状況の調査及び利用の規制などに関する法律』に関わる適切な対応を求める陳情書を提出しました。各部局と議員に陳情書が配布されました。（この陳情書は不戦へのネットワークのホームページにあげてあります。ぜひ読んでください。）この陳情に終わることなく、関連自治体への要請・話し合いなど、今後も続けていきます

こんな法律をこのままにして「住民の行政参加」、「市民運動の行政との協同」などは考えられません。民主主義の大きな土台、地方自治が揺らいでいます。「密告制度」まで盛り込まれた法律なのです。住民組織、市民運動などは大きな影響をうけます。これまでも不法な調査をつづけてきた自衛隊・情報保全隊、警察・公安も情報収集にお墨付きがあたえられます。基地周辺地域での自衛隊の「存在感」は増していくことになります。



県議会へ陳情書提出後、議員に趣旨説明

この地域(愛知)ではどこが対象となるでしょうか。司令部機能を持つ基地は特別注視区域になるということなので、愛知県においては、小牧基地、守山駐屯地が対象になります。また「自衛隊が共用する空港」も対象となるので名古屋空港も対象となります。その1Kmの範囲は土地取引などにあたっては届け出が必要となる。いずれも市街地であり商業施設も多くあり土地取引など経済的影響は大きいと思われます。豊川駐屯地、春日井駐屯地、高蔵寺弾薬庫は注視地域になると思われます。海上保安庁の施設もあげられています。また生活関連施設は原発や自衛隊共用空港以外は明らかになっていませんが、国民保護法の同様の規定「生活関連等施設」から考えれば、主要な駅、名古屋、金山、栄、大曾根、千種、刈谷、伏見が対象となる可能性があり、発電所、ガスタンク、水道、放送局などにも拡大されるかもしれません。(飯島滋明さんの講演に詳しい。)

そもそもこの法律は外国資本の基地周辺の土地取得を防ぐということを「目的」としていますが、ここ数年来、北海道の土地が買い占められている、水源地が外国資本に買われているなどの「風説」がマスコミなどで流されています。政府は千歳基地の近隣の土地や対馬の自衛隊施設周辺を外国資本が購入していると主張しました。しかし、防衛省の調査の結果、「自衛隊の運用に支障をきたしてはいない」としています。法律の背景にはファクトではない「風説」、「デマ・ヘイト」があります。その意味で成り行きによっては対象とされる施設は拡大される可能性があります。

この法律は内容があいまいと指摘されていますが、「機能阻害行為が具体的でない」、「土地等利用者そ

の他関係者」が明確でない、などの批判があります。毎日新聞が情報公開で「機能阻害行為」として①継続的な高所からの監視・盗聴など②周囲の送電線、水道管などを破壊し、施設へのライフライン供給を阻害③坑道の掘削、施設地下への侵入・攻撃④電波妨害(ジャミング)⑤領海の基準となる海岸線(低潮線)や付近の土地などの大規模な破壊、形質変更⑥領海などの保全・利用に関し、活動拠点の基礎となる施設への攻撃など⑦離島などの社会経済活動の阻害による活動拠点の無力化など、を政府が想定していることがわかったと報じています(12月30日)。

この法律は現在内閣官房準備室で細部が検討されています。今年6月に基本方針が示され、審議会メンバーを選出、注視区域などの審議。9月に施行するというスケジュールになるということです。

土地規制法廃止アクションの人たちなどが中心となって内閣官房施行準備室にヒアリングをおこなっています。(12月2日)。こちらもYoutubeで報告があがっています。

<https://www.youtube.com/watch?v=vXYB2dFJUDA>

これを見るとパブリックコメントには前向きなようです。

安保土地規制

200カ所指定へ

「特別注視区域」に

政府は、安全保障上重要な施設などを対象とした「土地利用規制法」を今年九月に全面施行するのに合わせ、全国の約二百カ所を重要度の高い「特別注視区域」に指定する方向で検討に入った。南西諸島付近で中国が軍事活動を活発化させていることを踏まえ、沖縄県と那国町の陸上自衛隊与那国駐屯地の周辺などを含める。政府関係者が八月、明らかにした。

同法は自衛隊基地や、領海の根拠となる国境離島、原発周辺の土地を特別注視区域や「注視区域」に指定。所有者の調査のほか、施設の機能を妨害する行為への中止勧告・命令を可能とする。特別注視区域では、一定面積以上の売買に事前届け出も義務付けらる。

2月7日付けの中田新聞。全国の200ヶ所が特別注視区域に指定されると報じた。扱いは小さい。

政府関係者によると、特別注視区域には、ミサイル部隊が配備されている同県宮古島の陸自宮古島駐屯地など自衛隊の基地・駐屯地の周辺百数十カ所を検討。無人の国境離島約四十カ所も含める見通しだ。

注視区域には、沖縄県・尖閣諸島の沿岸警備などを担う那覇市の第十一管区海上保安本部や、全国の原子力関連施設の周辺三十カ所超を指定する方向で調整している。